

信用補完制度の見直しに係る中間的な整理のポイント

1. 責任共有制度の在り方（「一律8割」の取扱い）

- (1) 保証割合を一律8割とするのではなく、企業のライフステージにおいて、金融機関と保証協会が適切なリスクシェアリングの下で支援の目線を合わせ、例えば、創業期には手厚く支援し、成長とともに徐々に保証利用を減らして金融機関の責任割合を高め、最終的には保証からの卒業を目指す形とするなど、事業者と金融機関の双方に経営改善に取り組み続けるためのインセンティブが働く仕組みとするべきである。
- (2) 市場原理だけでは十分に資金が行き渡らない創業期や小口向け等には、引き続き「100%保証」を維持すべきである。
- (3) 保証協会に地域に根ざした自主的な取組を促す一方、全国レベルでの公平間も維持されるように、国が弾力化された保証割合の運用等に関する一定のルールを整備するとともに、情報開示やフォローアップ等を通じてガバナンスを確保することが適切である。

2. セーフティネット機能の在り方

- (1) 経済危機について、従来の国内の景気変動のサイクルだけでなく、リーマンショックが典型であるように海外由来のグローバルな危機も多発している。こうした危機に備え、より機動的かつ広域的にセーフティネットが発動できる仕組みを検討するべきである。また、危機の状況が過ぎ去れば、後遺症を残さないよう、速やかにセーフティネットを発動する前の状況に戻れるような仕組みを検討するべきである。
- (2) 大規模な経済危機や自然災害には「100%保証」が必要であるが、現在のセーフティネットそれぞれについて、政策的意義、定義・要件（セーフティネットの発動基準）、代位弁済率、保証・保険収支、利用者の状況等を踏まえ、中小企業の健全な成長発展・新陳代謝等の観点を含めて丁寧な見直しを行うべきである。特に、構造不況業種に対応するセーフティネット保証5号については、自然災害に対応する同4号と同じ取扱いとなっており、上記の観点から検証を行い、必要となる見直しを行うべきである。

3. 保証料・保険料水準等の検証

- (1) 信用補完制度の安定的運用の観点から、セーフティネット保証と一般保証ごとの収支の状況等について検証を行うとともに、保証割合が引き下がる場合における保証料の引下げの程度、事業者自身の経営改善努力の喚起に関する更なる措置のあり方等について検証し、必要に応じて見直しを行うべきである。

4. 信用保証協会の業務の在り方

- (1) 地域に根ざした保証協会の自主性を前提とし、その果たす公的な役割の重要性に鑑み、保証協会の評価について、これまでの収支の観点だけではなく、経営支援の状況、再生支援への対応等を含めて、総合的に評価を行う仕組みを検討するべきである。
- (2) 地域に根ざした自主的な取組を促す一方、外部評価が可能となるよう適切に「見える化」を行うとともに、ガバナンスを強化すべきである。また「見える化」の結果、開示された内容の評価の在り方にもついても検討するべきである。

5. 地方創生への貢献・経営支援・海外展開等

- (1) 地方創生・地域活性化に一層貢献するため、例えば、農業ビジネスの拡充、円滑な事業承継・撤退面での支援、動産担保融資の促進等様々なニーズに応じて、保証を実施可能な枠組みを構築することが適当である。
- (2) 中小企業の円滑な事業承継・撤退や第二創業等を支援するための保証メニューの充実、関係支援機関の連携強化等、事業者の経営改善・事業再生を促す環境を整備すべきである。
- (3) 効果的な経営支援のため、事業者側においても、法人と経営者との関係の分離等の対応を進めるべきである。(経営者保証に関するガイドラインに基づく対応促進等)
- (4) リーマンショック時に100%保証を行い、今なお単に条件変更を繰り返す事業者の経営改善等を加速させる方策を検討すべきである。

6. 今後の検討に向けて

- (1) 見直しの結果、中小企業・小規模事業者の資金繰りに悪影響を及ぼすことや、現場において画一的・硬直的な運用、本来の趣旨とは異なる対応に陥ることとならないよう留意する。
- (2) 引き続き、慎重かつ丁寧な議論を進め、とりまとめを行う。その上で、措置が可能な施策から順次速やかに実施に移す。